



志々島、良き時代の映像



頂上まで耕されていた志々島

島と本土を結ぶ連絡船

香川県宅間町の沖わずか 2.2 キロの志々島は、周囲およそ 4 キロの小さな島です。漁業と菊作りの島として栄え、昭和 30 年代には人口 1000 人を数えたというこの島も今住む人は 20 人足らず。平均年齢 80 歳以上の、いわゆる限界集落です。この島で取材を続けている VOICE の取材班が、島の雑貨屋さん保存されていた 8 ミリフィルムをお借りし、センターに持ち込みました。モノクロ 1 本とカラー 2 本、合わせておよそ 30 分のフィルムは、昭和 30 年代から 40 年代にかけて島が繁栄していた頃撮影されたものです。

当時瀬戸内の島々は山の頂上まで耕され、「天耕の島」と呼ばれていました。この呼び名は、日清戦争に敗れた清の高官が条約調印のため瀬戸内を船で通った際、頂上まで耕された島の様子を見て「小島までが耕して天に至る。大国清はこのような貧国に敗れたか。」と悔しがった故事に因んでいます。その天耕の島を離れる連絡船やかつてあった小学校の模様、島の暮らしなど、今は無き風景がフィルムには克明に記録されていました。センターではとりあえずこのフィルムを HD 画質でテープ

に起こし、藤原ディレクターに返しましたが、フィルムそのものをセンターで保管できるかどうか今後持ち主と交渉する予定です。

民放連の著作権研修会より

②「著作者人格権」



著作者の権利には、前号でお話した「著作権」のほかに、もう一つの権利、「著作者人格権」というものがあります。

絵画にしろ、小説にしろ、作り出されたものは著作者の思想や感情の表現そのものです。他の誰かもし勝手に改ざんすれば、著作者の心を傷付ける事になりかねません。これを防止し、著作者を保護するのが「著作者人格権」です。この権利の最大の特徴は、この権利が著作者にくっついたもので、いくらお金を積まれても、他人に譲る事が出来ないところです。(心は売れないというのと同じでしょうか。)これを法律では「一身専属性」といいます。

著作者人格権には、未発表の作品を公表するかしないか決めることが出来る「公表権」と、それを公表するとき自分の名前を出すか出さないかまた、出すとすれば本名か別の名前か決めることが出来る「氏名表示権」、それに、自分の著作物の内容や題名を勝手に変えることを禁じることが出来る「同一性保持権」の三つがあります。

よく問題になるのがこの「同一性保持権」です。最近話題となったゆるキャラ「ひこにゃん」の場合がそうで、キャラクターをデザインした男性は彦根城の祭り実行委員会に使用権を譲りましたが、実行委員会が勝手にキャラクターのイメージを改ざんしたため「同一性保持権」を盾に訴えました。市側は権利が委員会側にあると争いましたが、裁判所は、著作者人格権は一身専属性であるとして男性の訴えを認めています。

16ミリテレシネが改造で復活

センターの主力機器の一つ「16 ミリテレシネ」がダウンした事は以前この紙面でお伝えしました。この機種はまだ修理中ですが、急を要するフィルム起こしに出来る為に、OBの西岡氏らの手で予備のテレシネを改造して利用する事になりました。

このテレシネは元々撮像管式でしたが、フィルターやレデューサーレンズを生かしたまま撮像管のあった場所に ENG カメラを据え付けるといったものです。これで当面のフィルム起こしは問題なく行えますが、将来はこのカメラを HD と取り替えることで、テレシネの HD 化を図っていく考えです。

お詫び

12月号を単独で出そうとしましたが、年末年始で多忙を極め、昨年同様 1 月との合併号となりました。お詫びいたします。